

全国大学保健管理研究集会当番校に対する要請事項

(平成20年10月28日 理事会承認)

(平成23年 3月18日 理事会改正)

(平成24年10月16日 理事会改正)

1. 主催者について

全国大学保健管理研究集会（以下、「研究集会」という。）は、公益社団法人全国大学保健管理協会（以下、「協会」という。）及び協会の総会において指名された当番校の共催とする。

2. 開催時期について

開催時期は、9月から11月までの期間の2日間が適当である。

3. 会場について

主会場は800名以上の収容能力を持つとともに、ポスター展示、各種会議のための部屋を併設している必要がある。

4. 運営委員会について

研究集会の企画及び運営は、当該研究集会の運営等のために設置された運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に委任し、運営委員会は実施要項を策定する。

運営委員会は、当番校の代表者（学長等）が組織し、当番校の保健管理の関係者、当番校所属の地方部会の主な大学の保健管理施設の代表者、前年度及び次年度の当番校の保健管理施設の代表者、協会の代表理事で構成する。また、当番校の事務担当者及び協会事務長等を幹事として加えることができる。

なお、第1回運営委員会は、前年度末又は年度始に開催することが望ましい。

5. プログラムについて

プログラムは、研究集会の理念に沿い、参加者にとって有意義なものであるよう留意し、具体的な内容は運営委員会において協議する。

6. 運営経費及び経理について

- 1) 研究集会の運営に係る経費（以下、「運営経費」という。）は、協会の事業費の他、企業等からの協賛金、寄付金及び広告料等をもって充てる。

なお、スポンサードセミナーについては、協会は機会並びに利用可能な部屋がある場合は場所を提供するにとどめ、提供企業等が運営及び経理を行うものとする。

- 2) 運営経費の使用については、当番校において使用計画を作成し、運営委員会に報告するものとする。
- 3) 運営経費は、当番校が協会事務局と協力して適正に経理を行うものとする。

7. 文部科学省の後援等について

文部科学省の後援は、運営委員会で実施要項が決定された後、速やかに協会及び当番校の代表者の連名で当番校から依頼する。

併せて、文部科学省の代表者等の研究集会への出席を要請する。

8. 開催の周知について

研究集会の開催について、当該年の3月に発行される CAMPUS HEALTH（2）に案内を掲載する。

また、協会及び当番校のウェブサイトで周知するほか、協会その他のメーリングリストを活用することが望まれる。

9. プログラム・抄録集について

1) プログラム・抄録集は、その体裁、広告の掲載等は、当番校において決定するものとする。（平成25年度より機関誌「CAMPUS HEALTH」から外す。）

2) プログラム・抄録集は、当番校が編集・印刷・発送する。

10. 研究集会報告書について

1) 研究集会報告書は、機関誌「CAMPUS HEALTH（1）」とし、当番校が編集・印刷・発送する。

2) 研究集会報告書の作成経費は、機関誌発行事業費から支出する。

11. 優秀演題の選定について

研究集会で選定される優秀演題は、協会本部が編集する CAMPUS HEALTH（2）に推薦論文として掲載するので、当番校はその演題名や発表者の連絡先を協会事務局に報告する。

なお、優秀演題の論文執筆が不首尾の場合に備えて次点作も選考することが望ましい。

12. 協会の理事会、評議員会、総会の開催について

協会は、研究集会の前日に理事会及び評議員会を、研究集会の第1日目に総会を開催するので、当番校にその会場確保を依頼する。

なお、上記会議の会場の借料等は、協会本部が負担する。

13. 本要請について

本要請は研究集会開催の目安であり、担当地方部会や当番校の事情に応じて柔軟に対応することができる。